

2023年対策 行政書士トレーニング問題集 購入特典

法改正情報

1

プロバイダ責任制限法

1 趣旨

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）は、特定電気通信（ウェブサイトやSNS等）による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者（通信事業者等のアクセスプロバイダや、掲示板運営事業者やSNS事業者等のコンテンツプロバイダ）の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について定めるとともに、発信者情報開示命令事件（SNSへの書き込み等によって権利を侵害された者が、発信者の住所や氏名などの開示を求める事件）に関する裁判手続に関し必要な事項を定める法律である。

なお、電子メール等の特定人のみを相手とする通信や、放送に当たるものは、適用の対象とならない。

2 損害賠償責任の制限

1. 送信防止措置を講じなかった場合

インターネットのウェブサイトやSNS等で、著作権侵害・名誉毀損・プライバシー侵害等の権利侵害があった場合、アクセスプロバイダやコンテンツプロバイダ（関係役務提供者）は、権利を侵害する情報の送信防止措置をしなかったとしても、原則として被害者に対する損害賠償責任を負わない。

しかし、送信防止措置を講じることが技術的に可能であって、次のいずれかにあたるときは、損害賠償責任を負う。これにより、アクセスプロバイダやコンテンツプロバイダが責任を負う場合が明確化され、適切な対応が促されるとともに、アクセスプロバイダやコンテンツプロバイダが責任を問われることをおそれて過度に送信を防止することを抑止する効果もある。

- ① 情報の流通による権利侵害を知っていたとき。
- ② 情報が流通していることを知っており、その情報の流通が権利侵害にあたることを知ることができたと認めるに足る相当の理由があるとき（例：通常明らかにされない私人のプライバシー情報が流通しているのを知っていたとき）。

２．送信防止措置を講じた場合

（１）原則

アクセスプロバイダやコンテンツプロバイダは、必要な限度で送信防止措置をした場合、次のいずれかにあたるときは、**発信者に対する損害賠償責任を負わない**。これにより、アクセスプロバイダやコンテンツプロバイダが責任を負う場合が明確化され、送信防止措置を講ずることを過度にためらうことなく、適切な対応をとることが促される。

- ① 権利侵害があると信じるに足る相当の理由があるとき（例：発信者への確認その他の必要な調査により、十分な確認を行ったとき）。
- ② 自己の権利を侵害されたとする者から送信防止措置を講ずるよう申出があったことを発信者に連絡し、７日以内（削除同意照会期間内）に反論がないとき。

（２）公職の候補者等に係る特例

選挙運動期間中に特定電気通信により頒布された選挙運動又は当選を得させないための活動に使用する文書図画に係る情報の流通により自己の名誉を侵害されたとする候補者・政党等からアクセスプロバイダやコンテンツプロバイダに送信防止措置を講ずるよう申出があった場合、次のような特例がある。

- ① 削除同意照会期間が、「７日」から「２日」に短縮される。
- ② 当該文書図画に表示を義務づけられた電子メールアドレス等の表示がないことを示して申出があった場合であって、当該情報発信者の電子メールアドレス等が通信端末機器の映像面に正しく表示されていないときは、プロバイダは、必要な限度で送信防止措置をしても、発信者に対する損害賠償責任を負わない。

3 発信者情報の開示請求等

1. 発信者情報の開示請求

(1) 意義

ウェブサイトやSNS等では匿名による情報発信が可能であり、加害者に関する情報を保有するアクセスプロバイダやコンテンツプロバイダから発信者情報の開示を受ける必要性は高い。しかし、発信者情報は、発信者のプライバシーや通信の秘密を保護する必要があるため、正当な理由なく開示されるべきではない。

よって、一定の厳格な要件が満たされる場合にのみ、発信者情報の開示請求が認められる。

(2) 権利侵害となる投稿の場を提供したコンテンツプロバイダ・当該投稿に係る通信を媒介したアクセスプロバイダに対する開示請求

ア 特定発信者情報以外の発信者情報の開示請求の要件

次の①②のいずれにもあたるときは、権利侵害となる投稿の場を提供したコンテンツプロバイダや当該投稿に係る通信を媒介したアクセスプロバイダに対して、特定発信者情報以外の発信者情報（発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の氏名・住所・電話番号・電子メールアドレス、侵害情報の送信に係るIPアドレス・SIM識別番号等）の開示請求をすることが認められている。

- ① 侵害情報の流通による権利侵害が明らかであるとき。
- ② 損害賠償請求のために必要である場合その他正当な理由があるとき（例：謝罪広告等の名誉回復措置の請求、発信者に対する削除要求等をするとき）。

イ 特定発信者情報の開示請求の要件

次の①～③のいずれにもあたるときは、権利侵害となる投稿の場を提供したコンテンツプロバイダや当該投稿に係る通信を媒介したアクセスプロバイダに対して、特定発信者情報（侵害情報の送信をするためのログイン時に係るIPアドレス・SIM識別番号・SMS電話番号等）の開示請求をすることが認められている。

- ① 侵害情報の流通による権利侵害が明らかであるとき。
- ② 損害賠償請求のために必要である場合その他正当な理由があるとき（例：謝罪広告等の名誉回復措置の請求、発信者に対する削除要求等をするとき）。
- ③ 次の(1)～(3)のいずれかに該当するとき

- (1) 当該プロバイダが権利侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めるとき。

(2) 当該プロバイダが保有する権利侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であって総務省令で定めるもの（侵害情報の送信に係る電子メールアドレス、侵害情報の送信が行われた日時等）のみであると認めるとき。

- a. 開示請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所
- b. 権利侵害に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報

(3) 開示請求をする者が開示を受けた発信者情報（特定発信者情報を除く。）によっては当該開示請求に係る侵害情報の発信者を特定することができないと認めるとき。

（３）関連電気通信役務提供者に対する開示請求

次の①②のいずれにもあたるときは、関連電気通信役務提供者（権利侵害となる投稿に係る通信を媒介していないが、当該投稿をするためのログイン時の通信を媒介したアクセスプロバイダ）に対して、当該関連電気通信役務提供者が保有する発信者情報の開示請求をすることができる。

- ① 侵害情報の流通による権利侵害が明らかであるとき。
- ② 損害賠償請求のために必要である場合その他正当な理由があるとき（例：謝罪広告等の名誉回復措置の請求、発信者に対する削除要求等をするとき）。

２．開示関係役務提供者の義務

発信者情報は、いったん開示されてしまうとその原状回復が不可能なので、開示請求を受けたアクセスプロバイダやコンテンツプロバイダ等（開示関係役務提供者）は、原則として発信者の意見を聴かなければならず、また、発信者の意見が開示請求に応じない旨のものである場合は、その理由も聴かなければならない。

３．不開示の場合の損害賠償責任の制限

発信者の利益保護のために開示請求を受けたアクセスプロバイダやコンテンツプロバイダ等（開示関係役務提供者）の判断が慎重になり、開示請求に応じなかった場合について損害賠償責任を負わせるのは酷なので、開示関係役務提供者は、開示請求に応じないことにより当該開示請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ損害賠償責任を負わない。

ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

4. 開示を受けた者が負う義務

発信者情報は高度のプライバシー性を有するので、発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者情報に係る発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。

1 意義

所有権とは、所有者が、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をすることができる権利をいう（206条）。

2 相隣関係

1. 隣地の使用

(1) 総論

土地の所有者は、次に掲げる目的のため必要な範囲内で、隣地を使用することができる。ただし、住家については、その居住者の承諾がなければ、立ち入ることはできない（209条1項）。

- 一 境界又はその付近における障壁、建物その他の工作物の築造、収去又は修繕
- 二 境界標の調査又は境界に関する測量
- 三 233条3項の規定による枝の切取り

(2) 隣地の使用方法

隣地の所有者や隣地使用者（賃借人等）の利益への配慮が必要であることから、209条1項の規定により隣地を使用する場合には、使用の日時、場所及び方法は、隣地所有者及び隣地使用者のために損害が最も少ないものを選ばなければならない（209条2項）。

(3) 隣地使用に関する通知

209条1項の規定により隣地を使用する者は、あらかじめ、その目的、日時、場所及び方法を隣地の所有者及び隣地使用者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なとき（例：建物の外壁が剥落する危険があるなど、急迫の事情がある場合）は、使用開始後、遅滞なく通知すればよい（209条3項）。

(4) 償金の請求

209条1項の場合において、隣地の所有者又は隣地使用者が損害を受けたときは、その償金を請求することができる（209条4項）。

2. 公道に至るための他の土地の通行権

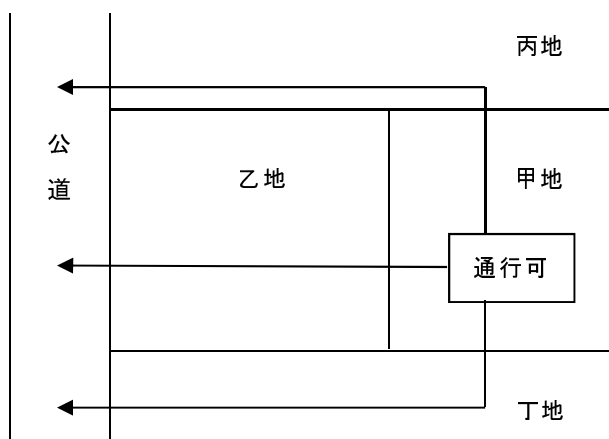
(1) 総論

他の土地に囲まれて公道に通じない土地の所有者は、公道に至るため、その土地を囲んでいる他の土地を通行することができる（210条1項）。また、池沼、河川、水路若しくは海を通らなければ公道に至ることができないとき、又は崖があって土地と公道とに著しい高低差があるときも、同様とする（210条2項）。

なお、公道に通じない土地の所有権を取得した者は、所有権取得登記を経なくても、その土地を囲んでいる他の土地の所有者や利用権者に対して通行権を主張することができる（最判昭和47. 4. 14）。また、対抗要件を備えた賃借人にも、民法210条の通行権が認められる（最判昭和36. 3. 24）

例えば、他の土地に囲まれて公道に通じない甲地の所有者は、公道に出るために、甲地を囲んでいる他の土地（乙地・丙地・丁地）を通行することができる。

図1 公道に至るための他の土地の通行権



(2) 通行の方法

公道に至るため、その土地を囲んでいる他の土地を通行する場合、他の土地の所有者等への配慮から、通行の場所及び方法は、通行権を有する者のために必要であり、かつ、他の土地のために損害が最も少ないものを選ばなければならない（211条1項）。

また、この通行権を有する者は、必要があるときは、通路を開設することができる（211条2項）。

(3) 償金の支払

公道に至るため、その土地を囲んでいる他の土地の通行権を有する者は、その通行する他の土地の損害に対して償金を支払わなければならない。ただし、通路の開設のために生じた損害に対するものを除き、1年ごとにその償金を支払うことができる（212条）。

よって、通路を開設することにより生じた損害に対する償金は、一括で支払う必要があるが、それ以外の損害（例：通路を使用することによる損害）に対する償金は、1年ごとに支払うことができる。

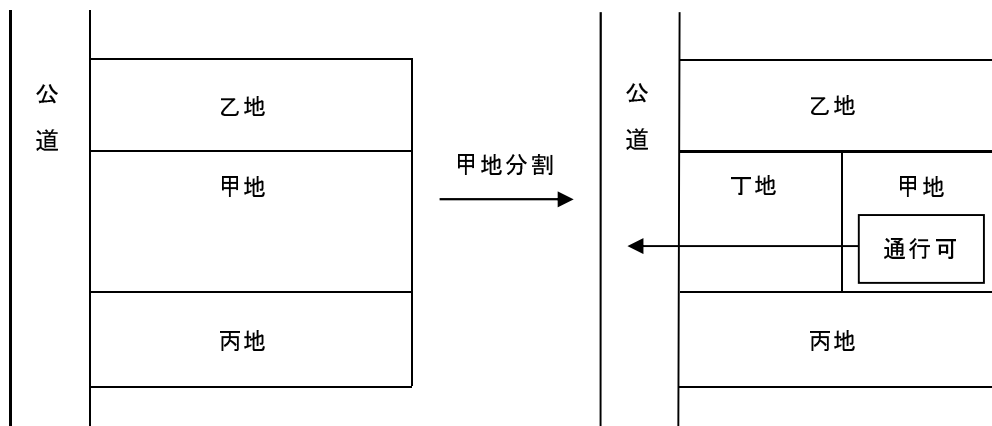
(4) 土地の分割等により公道に通じない土地が生じた場合

土地の分割や、土地の所有者が当該土地を一部譲渡することによって、公道に通じない土地が生じたときは、その土地の所有者は、公道に至るため、他の分割者の所有地のみを通行することができる。この場合においては、償金を支払うことを要しない（213条1項、2項）。

例えば、甲地は元々、公道に通じていたが、分割により公道に通じない土地となってしまった。

この場合、甲地の所有者は、分割した他方の土地（丁地）のみを通行することができる。また、丁地の所有者に償金を支払う必要はない。

図2 土地の分割による場合



3. 継続的給付を受けるための設備の設置権等

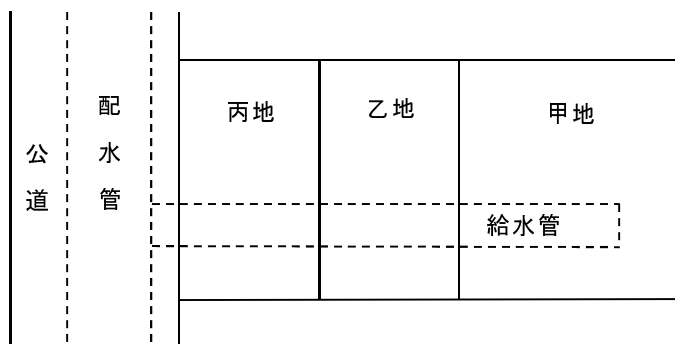
(1) 総論

他人の土地や設備（導管等）を使用しなければ各種ライフラインを引き込むことができない土地の所有者を保護するため、土地の所有者は、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用しなければ電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付（継続的給付）を受けることができないときは、継続的給付を受けるため必要な範囲内で、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用することができる（213条の2第1項）。

なお、「その他これらに類する継続的給付」には、電話・インターネット等の電気通信が含まれる。

また、隣接していない土地についても、必要な範囲内で設備を設置することが可能である。例えば、甲地の所有者は、給水管を引き入れるため、乙地・丙地に給水管を設置することができる。

図3 他の土地における設備の設置



(2) 設備の設置・使用の方法

土地や設備を利用される者の利益への配慮が必要であることから、設備の設置又は使用の場所及び方法は、他の土地又は他人が所有する設備（他の土地等）のために損害が最も少ないものを選ばなければならない（213条の2第2項）。

(3) 設備の設置・利用に関する事前通知

他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用する者は、あらかじめ、その目的、場所及び方法を他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者（例：賃借人）に通知しなければならない（213条の2第3項）。

(4) 設備の設置・利用のための土地の使用

213条の2第1項の規定による権利を有する者は、同項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用するために当該他の土地又は当該他人が所有する設備がある土地を使用することができる。この場合においては、第209条第1項ただし書及び第2項から第4項までの規定（隣地の使用に関する規定）を準用する（213条の2第4項）。

(5) 設備設置者の償金の支払

213条の2第1項の規定により他の土地に設備を設置する者は、その土地の損害（前項において準用する第209条第4項に規定する損害を除く。）に対して償金を支払わなければならない。ただし、1年ごとにその償金を支払うことができる（213条の2第5項）。

(6) 設備利用者の償金の支払

213条の2第1項の規定により他人が所有する設備を使用する者は、その設備の使用を開始するために生じた損害に対して償金を支払わなければならない（213条の2第6項）。

(7) 設備利用者の費用負担

213条の2第1項の規定により他人が所有する設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない（213条の2第7項）。

(8) 土地の分割等による場合

土地の分割や、土地の所有者が当該土地を一部譲渡することによって、他の土地に設備を設置しなければ継続的給付を受けることができない土地が生じたときは、その土地の所有者は、継続的給付を受けるため、他の分割者の所有地のみで設備を設置することができる。この場合、償金を支払う必要はない（213条の3第1項、第2項）。

4. 境界標の設置等

土地の所有者は、隣地の所有者と共同の費用で、境界標（隣接する土地の境界を示すもの）を設けることができる（223条）。

境界標の設置及び保存の費用は、相隣者が等しい割合で負担する。ただし、測量の費用は、その土地の広狭に応じて分担する（224条）。

5. 竹木の枝の切除及び根の切取り

(1) 総論

土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる（233条1項）。隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる（233条4項）。

隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、土地所有者は自ら切り取ることができるが、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、まず竹木所有者に切除を求めなければならない。この区別は、①竹木の所有者にその根を切除させるためには、越境された側の土地に立ち入らせなければならないが、枝は隣地から伐採することが可能であること、②枝は成熟した果実が付いていることもあり価値が高いが、根は価値が低いこと等の理由による。

(2) 竹木が共有の場合

隣地の所有者から、竹木の枝が境界線を越えることを理由に、その枝の切除を求められた場合に、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる（233条2項）。

(3) 土地の所有者による枝の切除

隣地の竹木の枝が境界線を越える場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる（233条3項）。

- ① 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。
- ② 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。
- ③ 急迫の事情があるとき。

3 共同所有の形態

共同所有の形態には、「共有」（狭義の「共有」）と「合有」、「総有」がある。

1. 共有（狭義の「共有」）

共有（狭義の「共有」）の場合、持分処分の自由（持分を譲渡することや、持分に抵当権を設定することは、各共有者が、単独で自由に行うことができる）・分割請求の自由が認められている。

他の共同所有の形態と比べて、個人的な所有形態である。

2. 合有

合有の場合、所有者間に一定の団体的つながりがあり、持分処分の自由は制限されており、分割請求の自由は認められていない。

668条「各組合員の出資その他の組合財産は、総組合員の共有に属する」にいう「共有」は、合有とされている。

3. 総有

総有の場合、団体的性格が強く、通常の意味での持分も存在せず、分割請求の自由も認められていない。

入会権による所有関係や、権利能力なき社団の財産は、総有とされている。

図4 共有・合有・総有の違い

	持分	持分の処分	分割の請求
共有	あり	自由	自由
合有	あり	制限	認められない
総有	なし	認められない	認められない

4 共有

1. 共有物の使用

共有者は、共有物について、「持分に応じた部分」だけを使用することができるのではなく、その持分に応じて「全部」を使用することができる（249条1項）。「持分に応じた使用」の具体的な方法については、法律上規定があるわけではなく、共有者の協議により自由に定めることができる。

例えば、甲建物を共有するA・B（A持分2/3、B持分1/3）は、協議により、持分の割合に応じた期間、甲建物全部を使用する（1年のうち、Aが2/3、Bが1/3使用する）旨を定めることができる。

2. 自己の持分を超える使用の対価

共有物を使用する共有者は、別段の合意がある場合を除き、他の共有者に対し、自己の持分を超える使用の対価を償還する義務を負う（249条2項）。

例えば、A・Bが持分各2分の1で甲土地を共有しているが、Bが甲土地を独占して継続使用している場合、別段の合意がなければ、Bは、Aに対して、自己の持分を超える使用の対価を償還する義務を負う。

3. 善管注意義務

共有者は、善良な管理者の注意をもって、共有物の使用をしなければならない（249条3項）。

4. 共有物の持分の割合

持分の割合は、平等と推定され、反証がなければそのとおり認定されるが、共有者間の合意や法律の定めがあれば、その内容が優先される（250条）。

5. 持分の譲受人と他の共有者

不動産の共有者の1人からの持分の譲受人は、登記がなければ、他の共有者に持分の取得を主張することはできない（最判昭和46.6.18）。

例えば、A・Bが甲土地を共有しているが、Bが自己の持分をCに売却した。この場合、譲受人Cは、登記がなければ、持分の取得を他の共有者Aに主張することはできない。

6. 共有物に対する不法行為と共有者の損害賠償請求権の範囲

共有物の侵害に対する損害賠償請求は、各共有者が単独で行うことができるが、自己の持分の割合を超えて行うことはできない（最判昭和51.9.7）。

例えば、A・Bが甲土地を共有している（A持分 $\frac{2}{3}$ 、B持分 $\frac{1}{3}$ ）が、Cが無権原で甲土地を占有している。この場合、共有者Aは、単独で、不法占有者Cに対して、甲土地の不法占有から生じる損害の賠償を請求することができる。

ただし、共有者Aが損害賠償を請求することができるのは、損害の $\frac{3}{4}$ までであり、損害の全部の賠償を請求することはできない。

7. 共有物の保存・変更・管理等

(1) 保存行為

各共有者は、単独で、保存行為をすることができる（252条5項）。

(2) 管理行為

共有物の管理に関する事項（252条の2第1項に規定する共有物の管理者の選任及び解任を含み、共有物に251条1項に規定する変更を加えるものを除く。）は、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。共有物を使用する共有者がいるとき（例：共有者間の定めがないまま共有物を使用する共有者がいる場合）も、同様とする（252条1項）。

(3) 形状又は効用の著しい変更を伴わない変更行為（軽微変更行為）

共有物に形状又は効用の著しい変更を伴わない変更行為（軽微変更行為）は、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。共有物を使用する共有者がいるときも、同様とする（251条1項、252条1項）。

(4) 形状又は効用の著しい変更を伴う変更行為

各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。）を加えることができない（251条1項）。

(5) 共有物の処分

共有物の処分（例：共有物の売却）は、変更行為と同様、共有者全員の同意がなければ行うことができない。

共有物の保存・管理・軽微変更・軽微変更以外の変更

	保存行為	管理行為	軽微な変更行為	軽微でない 変更行為
意義	保存行為は、各共有者が単独で行うことができる（252条5項）。 保存行為とは、共有物の現状を維持するための次のような行為をいう。	管理行為は、持分価格の過半数の同意で行うことができる（252条1項）。 管理行為とは、共有物の変更に至らない程度の次のような利用・改良行為をいう。	軽微変更行為は、持分価格の過半数の同意で行うことができる（251条1項、252条1項）。 軽微変更行為とは、共有物の形状又は効用の著しい変更を伴わない次のような行為をいう。	変更行為は、共有者全員の同意がなければ行うことができない（251条1項）。 変更行為とは、共有物の主要な性質、用途等を変更する次のような行為をいう。
具体例	共有物の修繕行為	共有宅地の整地	共有地の砂利道のアスファルト舗装	共有山林上の樹木全部の伐採
	不法占有者に対する妨害排除請求（大判大正10.7.18）又は返還請求（大判大正10.6.13）	共有建物の改装（改造に至らない程度の工事）	共有建物の外壁・屋上防水等の大規模修繕工事	共有地である畑を宅地に造成する行為
	共有物について単独で不法な登記名義を有する第三者に対する登記の抹消請求（最判昭和31.5.10）	共有物の使用貸借契約の解除（最判昭和29.3.12） 共有物の賃貸借契約の解除（最判昭和39.2.25）		共有不動産全体に対する抵当権の設定
	他の共有者の持分について不法な登記名義を有する第三者に対する登記の抹消請求（最判平成15.7.11）	短期賃借権等の設定（252条4項）		短期賃借権等の期間を超える賃借権等の設定（252条4項）

8. 共有物の管理に関する裁判

裁判所は、次の各号に掲げるときは、当該各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる（252条2項）。

- 一 共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。
- 二 共有者が他の共有者に対し相当の期間を定めて共有物の管理に関する事項を決することについて賛否を明らかにすべき旨を催告した場合において、当該他の共有者がその期間内に賛否を明らかにしないとき。

9. 共有物の管理行為により特別の影響を受ける者がいる場合

252条1項、2項による共有物の管理に関する事項の決定が、共有者間の決定に基づいて共有物を使用する共有者に特別の影響を及ぼすときは、その者の承諾を得なければならない（252条3項）。

「特別の影響」とは、対象となる共有物の性質に応じて、決定の変更等をする必要性と、その変更等によって共有物を使用する共有者に生ずる不利益とを比較し、共有物を使用する共有者に受忍すべき程度を超えて不利益を生じさせることをいう。

例えば、A・B・Cが持分各3分の1で甲建物を共有しており、持分価格の過半数の決定に基づきAが当該甲建物を住居として使用しているが、Aが他に住居を探すのが難しく、Bが他の建物を利用することも可能であるにもかかわらず、B・Cの賛成によって、Bに当該甲建物を事務所として使用させる場合、Aの承諾が必要となる。

10. 共有物に関する短期賃借権等の設定

共有者は、252条1項から3項の規定（持分価格の過半数）により、共有物に、次の各号に掲げる賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利（賃借権等）であって、当該各号に定める期間を超えないものを設定することができる（252条4項）。

- 一 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃借権等 10年
- 二 前号に掲げる賃借権等以外の土地の賃借権等 5年
- 三 建物の賃借権等 3年
- 四 動産の賃借権等 6か月

なお、借地借家法の適用のある賃借権の設定は、約定された期間内での終了が確保されないため、基本的に共有者全員の同意がなければ無効となる。

11. 共有物の管理者

(1) 総論

共有者は、共有物の管理を円滑に行うため、各共有者の持分価格の過半数で、共有物の管理者の選任及び解任をすることができる（252条1項）。

なお、共有者以外にも管理にふさわしい者がいる場合があると考えられることから、共有者以外を管理者とすることも可能となっている。

(2) 管理者の権限

共有物の管理者は、共有物の管理に関する行為（軽微変更を含む。）をすることができる。ただし、共有者の全員の同意を得なければ、共有物に変更（軽微変更を除く。次項において同じ。）を加えることができない（252条の2第1項）。

(3) 所在等不明共有者がいる場合

共有物の管理者が共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき（所在等不明共有者がいる場合）は、裁判所は、共有物の管理者の請求により、当該共有者以外の共有者の同意を得て、共有物に変更を加えることができる旨の裁判をすることができる（252条の2第2項）。

(4) 共有者による管理事項の決定があった場合

共有物の管理者は、共有者が共有物の管理に関する事項を決した場合には、これに従ってその職務を行わなければならない（252条の2第3項）。

例えば、A・B・Cが持分各3分の1で甲土地を共有しており、甲土地の管理者としてDが選任されている場合、A・B・Cが持分価格の過半数で甲土地を駐車場として利用することを決定したときは、Dは、これに従って甲土地を管理しなければならない。

(5) 共有者及び第三者との関係

共有者が共有物の管理に関する事項を決定したにもかかわらず、これに違反して行った共有物の管理者の行為は、共有者に対してその効力を生じない。ただし、取引の安全を確保するという見地から、共有者は、これをもって善意の第三者に対抗することができない（252条の2第4項）。

例えば、A・B・Cが持分各3分の1で甲土地を共有しており、甲土地の管理者としてDが選任されている。A・B・Cが甲土地をCが使用すると決定したにもかかわらず、Dがこの決定に反して甲土地をEに賃貸した。この場合、当該賃貸はA・B・Cに対して効力を生じないが、Eが善意（A・B・Cの決定に反することを知らない）のときは、A・B・CはEに対して、当該賃貸借の無効を主張できない。

12. 共有物に関する負担

各共有者は、持分に応じて、管理費用等（例：租税）の負担を負う（253条1項）。

また、共有者が1年以内に管理費用等を負担する義務を履行しないときは、他の共有者は、相当の償金を支払ってその者の持分を取得することができる（253条2項）。

13. 共有物についての債権

共有者の1人が共有物について他の共有者に対して有する債権は、その特定承継人に対しても行使することができる（254条）。

14. 持分の放棄及び共有者の死亡

次のいずれかの場合、原則として、その持分は、他の共有者の持分の割合に応じて、他の共有者に帰属する（255条）。

① 共有者の1人が持分を放棄したとき。

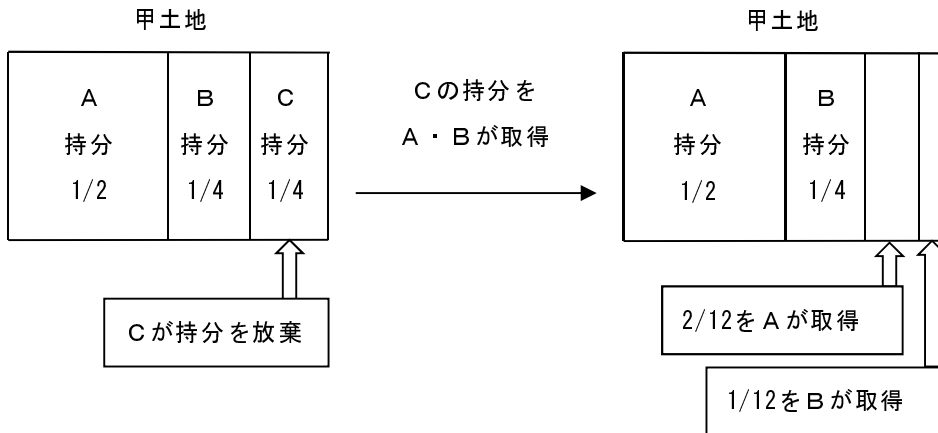
② 共有者の1人が死亡して相続人がないとき。

例えば、A・B・Cが甲土地を共有している（A持分1/2、B持分1/4、C持分1/4）。

この場合、Cが持分を放棄すると、その持分1/4は、他の共有者AとBに帰属する。AとBの持分の割合は、 $1/2 : 1/4 = 2 : 1$ なので、それぞれAに $1/4 \times 2/3 = 2/12$ 、Bに $1/4 \times 1/3 = 1/12$ が帰属する。

なお、不動産共有者の1人が持分を放棄したことにより他の共有者が持分を取得した場合、取得者は、その移転登記をしなければ、第三者に対し、持分の取得を主張することはできない（最判昭和44.3.27）。

持分の放棄及び共有者の死亡



15. 共有物の分割

(1) 総論

共有物の分割とは、共有関係を解消することをいう。

各共有者は、いつでも共有物の分割を請求することができる。ただし、5年を超えない期間で分割をしない旨の特約をすることができる（256条1項）。

また、分割禁止特約は更新することができるが、更新の時から5年以内の期間でなければならない（256条2項）。

(2) 分割の方法

分割の方法には、以下の3方式がある。

現物分割：共有物の現物を分割する方法

賠償分割（全面的価格賠償）：共有者に債務を負担させて、他の共有者の持分の全部又は一部を取得させる方法

売却分割（競売分割）：共有物を売却（又は競売）し、代金を共有者の持分割合に応じて分割する方法

なお、協議による分割の場合は、いずれの方法によることもできる。

16. 裁判による共有物の分割

共有物の分割について共有者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないとき（例：共有者の一部が不特定・所在不明である場合）は、その分割を裁判所に請求することができる（258条1項）。

この請求を受けた裁判所は、以下の方法により、共有物の分割を命ずることができる（258条2項）。

- 一 現物分割
- 二 賠償分割

なお、これらの方法（現物分割・賠償分割）により共有物を分割することができないとき、又は分割によってその価格を著しく減少させるおそれがあるときは、裁判所は、その競売を命ずることができる（258条3項）。

また、裁判所は、共有物の分割の裁判において、当事者に対して、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる（258条4項）。

17. 遺産共有と通常共有が併存している場合の特則

(1) 原則

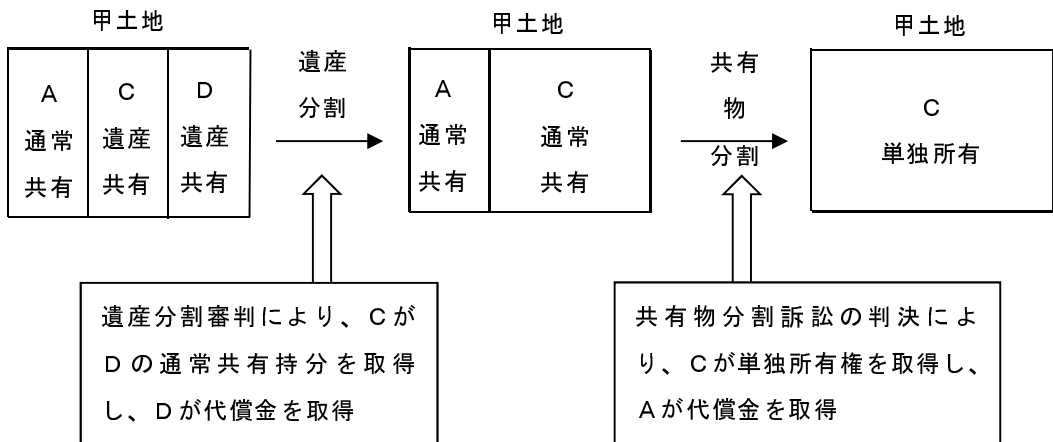
共有物の全部又はその持分が相続財産に属する場合において、共同相続人間で当該共有物の全部又はその持分について遺産の分割をすべきときは、当該共有物又はその持分について258条の規定による分割をすることができない（258条の2第1項）。

遺産共有と通常共有が併存する共有関係を裁判で解消する場合、原則として、遺産共有持分間の解消は遺産分割手続で行わなければならないため、まずは遺産共有持分間の解消を遺産分割手続で行い、その後、通常共有持分の解消を民法258条の共有物分割訴訟で行う必要がある。

例えば、A・Bが甲土地を共有していたが（Aの持分3分の1、Bの持分3分の2）、Bが死亡し、Bの子C・DがBの甲土地の持分を相続した。Cは、甲土地の全部を取得したいと考えている。

この場合、C・D間の遺産共有関係の解消は遺産分割手続で行わなければならないが、Aとの通常共有の解消は共有物分割訴訟で行わなければならない。

遺産共有と通常共有が併存している場合（原則）



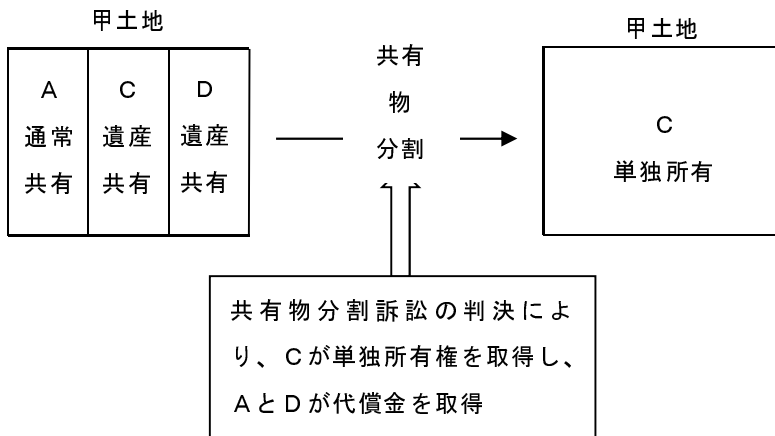
(2) 例外

共有物の持分が相続財産に属する場合において、相続開始の時から10年を経過したときは、258条の2第1項の規定にかかわらず、相続財産に属する共有物の持分について、民法258条の規定（共有物分割訴訟）による分割をすることができる。ただし、当該請求があった場合において、相続人が、当該請求を受けた裁判所から当該請求があった旨の通知（訴状の送達）を受けた日から2か月以内に異議の申出をしたときは、この限りでない（258条の2第2項、3項）。

例えば、A・Bが甲土地を共有していたが（Aの持分3分の1、Bの持分3分の2）、Bが死亡し、Bの子C・DがBの甲土地の持分を相続した。Cは、甲土地の全部を取得したいと考えている。

この場合、①相続開始時から10年経過後で、②CからのA・Dに対する共有物分割訴訟の提起に対し、Dが裁判所から当該請求があった旨の通知を受けた日から2か月以内に異議の申出をしなければ、C・D間の遺産共有関係の解消も共有物分割訴訟で行うことができる。

遺産共有と通常共有が併存している場合（例外）



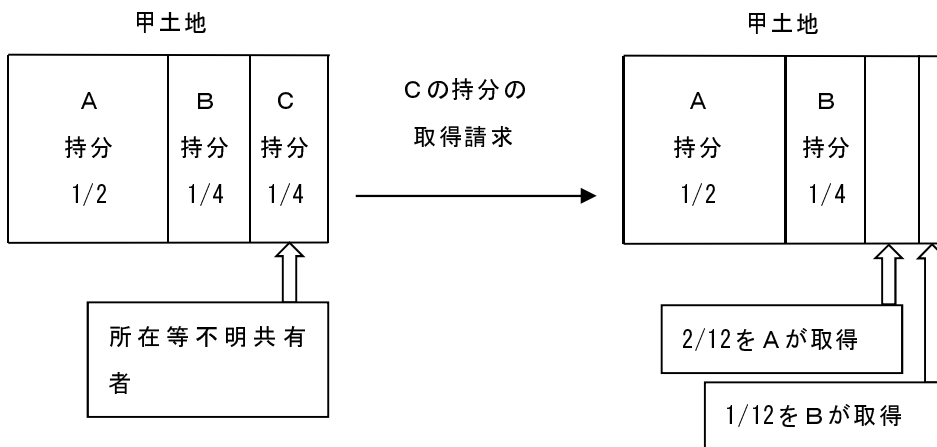
18. 所在等不明共有者の持分の取得

(1) 総論

不動産が数人の共有に属する場合において、共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、その共有者に、当該他の共有者（所在等不明共有者）の持分を取得させる旨の裁判をすることができる。この場合において、請求をした共有者が2人以上あるときは、請求をした各共有者に、所在等不明共有者の持分を、請求をした各共有者の持分の割合で按分してそれぞれ取得させる（262条の2第1項）。

例えば、A・B・Cが甲土地を共有している（A持分 $\frac{1}{2}$ 、B持分 $\frac{1}{4}$ 、C持分 $\frac{1}{4}$ ）場合に、A・Bが、Cの所在を知ることができないときは、裁判所は、A・Bの請求により、Cの持分（ $\frac{1}{4}$ ）を、A・Bに取得させることができる。AとBの持分の割合は、 $\frac{1}{2} : \frac{1}{4} = 2 : 1$ なので、Aが $\frac{1}{4} \times \frac{2}{3} = \frac{2}{12}$ 、Bが $\frac{1}{4} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{12}$ を取得する。

所在等不明共有者の持分の取得



(2) 共有物分割請求・遺産分割請求がある場合

他に遺産分割請求や共有物分割請求が行われている場合、その分割手続の中で適切な分割をすることが好ましく、別に所在等不明共有者の持分のみを他の共有者が取得する手続を先行させることは適切ではない。

よって、262条の2第1項の所在等不明共有者の持分の取得の請求があった場合において、258条1項の規定による共有物分割請求又は遺産分割請求があり、かつ、所在等不明共有者以外の共有者が、所在等不明共有者の持分を取得する裁判をすることについて異議がある旨の届出をしたときは、裁判所は、所在等不明共有者の持分を取得させる裁判をすることができない（262条の2第2項）。

(3) 所在等不明共有者の持分が相続財産に属する場合

所在等不明共有者の持分が相続財産に属する場合（共同相続人間で遺産の分割をすべき場合に限る。）において、相続開始の時から10年を経過していないときは、裁判所は、262条の2第1項に規定する所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることができない（262条の2第3項）。

なお、共同相続人間で遺産の分割をすべき場合に限って本項の対象としているのは、相続は発生しているが、遺産が共有となっていない場合（例：相続人の不存在）を除外するためである。また、10年経過後であれば裁判を行うことができるとしているのは、遺産分割の機会を保障するためである。

(4) 所在等不明共有者の時価相当額請求権

共有者が、262条の2第1項の所在等不明共有者の持分の取得の裁判により、所在等不明共有者の持分を取得したときは、当該所在等不明共有者は、当該共有者に対し、当該共有者が取得した持分の時価相当額の支払を請求することができる（262条の2第4項）。

(5) 他の権利への準用

前各項の規定（前記(1)～(4)の規定）は、不動産の使用又は収益をする権利（所有権を除く。例：賃借権）が数人の共有に属する場合について準用する（262条の2第5項）。

19. 所在等不明共有者の持分の譲渡

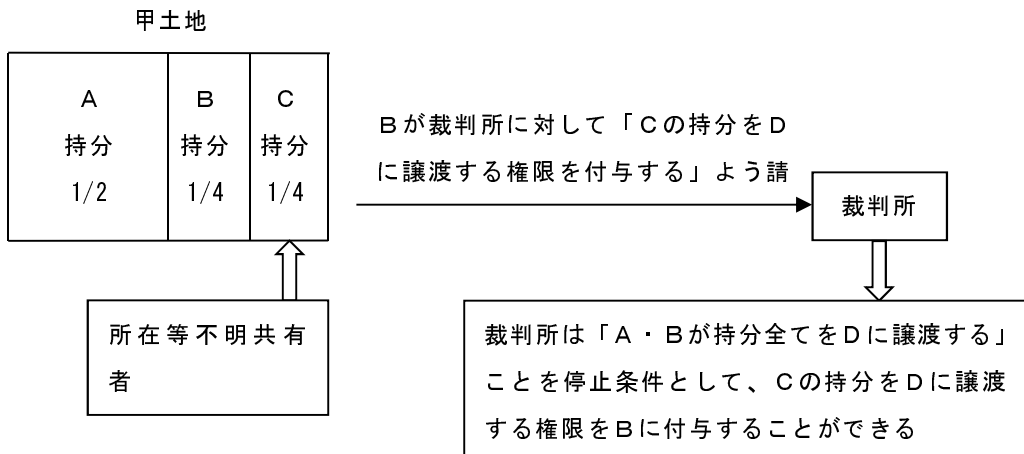
(1) 総論

不動産が数人の共有に属する場合において、共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、その共有者に、当該他の共有者（所在等不明共有者）以外の共有者の全員が特定の者に対してその有する持分の全部を譲渡することを停止条件として、所在等不明共有者の持分を当該特定の者に譲渡する権限を付与する旨の裁判をすることができる（262条の3第1項）。

例えば、A・B・Cが甲土地を共有していて（A持分1/2、B持分1/4、C持分1/4）、Bは甲土地全体をDに売却することを検討しているが、Cの所在は不明であるとする。

この場合、Bの請求により、裁判所は、A・Bが甲土地の持分の全部をDに譲渡することを停止条件として、Cの持分をDに譲渡する権限をBに付与することができる。

所在等不明共有者の持分の譲渡



(2) 所在等不明共有者の持分が相続財産に属する場合

所在等不明共有者の持分が相続財産に属する場合（共同相続人間で遺産の分割をすべき場合に限る。）において、相続開始の時から10年を経過していないときは、裁判所は、262条の3第1項の裁判をすることができない（262条の3第2項）。

なお、共同相続人間で遺産の分割をすべき場合に限って本条の対象としているのは、相続は発生しているが、遺産が共有となっていない場合（例：相続人の不存在）を除外するためである。また、10年経過後としているのは、遺産分割の機会を保障するためである。

(3) 所在等不明共有者の時価相当額請求権

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限を付与する262条の3第1項の裁判により付与された権限に基づき、共有者が所在等不明共有者の持分を第三者に譲渡したときは、所在等不明共有者は、当該譲渡をした共有者に対し、不動産の時価相当額を所在等不明共有者の持分に応じて按分して得た額の支払を請求することができる（262条の3第3項）。

例えば、A・B・Cが甲土地を共有していたが（A持分1/2、B持分1/4、C持分1/4）、Bは裁判所に対して、所在等不明共有者Cの持分（1/4）について、Dに譲渡する権限の付与を請求し、これが認められた。

その後、当該権限に基づき、甲土地の全部がDに対して譲渡された場合、所在等不明共有者Cは、Bに対して、甲土地の時価相当額を自己の持分（1/4）に応じて按分して得た額（甲土地の時価相当額の1/4）の支払を請求することができる。

(4) 他の権利への準用

前各項の規定（前記(1)～(3)の規定）は、不動産の使用又は収益をする権利（所有権を除く。例：賃借権）が数人の共有に属する場合について準用する（262条の3第4項）。